

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

4月3日発行  
Vol.398

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

3/26 火

南相馬市HP

「みなみそうまとピックス」から

# 全国植樹祭御製碑除幕式

平成30年6月に本市で開催された第69回全国植樹祭の理念を伝える御製(ぎよせい)碑の除幕式が市内原町区栗の植樹祭跡地で行われ、関係者約80人が出席しました。



2ページをご覧ください。

## 目次

### ●「みなみそうまとピックス」から

- 全国植樹祭御製碑除幕式 ----- 2

### ●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
- 浪江町 ----- 10
- 双葉町 ----- 12

### ●新潟県

- 本県に避難されているお子さんに会いに来られるご家族等に対し、「高速バス料金」および「高速道路料金」の支援を引き続き行います ----- 16

### ●東京電力ホールディングス

- 個人さまに対する請求書類「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」の発送について ----- 17

### ●交流ルームひばり通信

- 一時帰宅について ----- 17
- 4月の「ひばり」 ----- 18

3/26 火

# 全国植樹祭御製碑除幕式

平成30年6月に本市で開催された第69回全国植樹祭の理念を伝える御製(ぎょせい)碑の除幕式が市内原町区雫の植樹祭跡地で行われ、関係者約80人が出席しました。

門馬市長が「これからも市を挙げて命を守る防災林を築いていきます」などと祝辞を述べ、内堀県知事や大甕小学校の大甕緑の少年団員らと除幕しました。

御製碑には、天皇陛下が植樹祭でクロマツの苗木をお手植えした様子を読まれた歌「生い立ちて防災林に育てよとくろまつを植う福島の地に」が刻まれています。

御製碑の大きさは高さ1.4メートル、幅3.2メートルです。

また、天皇陛下在位30年を記念したクロマツの記念植樹も行われました。村松雫行政区長ら約10人が参加し、クロマツの苗木13本を植えました。



© City of Minamisoma



## みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [4/3～4/10]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 南相馬から県の復興を！～福島県知事小高区視察～ [11分]
3. 平成30年度 小高幼稚園 修了式 [13分]
4. 平成30年度 相馬看護専門学校 卒業式 [13分]
5. 泉の一葉マツ後継樹植樹式  
～東日本大震災を乗り越えた天然記念物～ [9分]
6. 南相馬 桜百景～原町・鹿島区を歩く～ [10分]
7. リクエストアワーのお知らせ [2分]



みゆーちゃん



## 南相馬市からのお知らせ

### 旧避難指示区域に住民票を有していた方に帰還費用を補助します

3月26日HP更新

市では、東京電力福島第一原発事故によって応急仮設住宅や借り上げ住宅に避難した市民を対象に、震災時のお住まいや市内の新たなお住まいへの引越に要した費用を補助します。

平成23年3月11日時点で、旧避難指示区域内に住所を有していた世帯に申請書類を送付しています。書類の送付を受けた世帯のうち、下記交付条件全てに該当する世帯が対象となります。

なお、書類が届いていない場合、南相馬市ふるさと帰還促進事業補助金受付窓口までご連絡ください。

#### 交付条件

1. 平成23年3月11日に南相馬市内の避難指示区域に住所を有していた。
2. 現在南相馬市内に住所を有している。(平成23年3月11日と異なる住所でも可)
3. 平成32年3月31日まで帰還予定の世帯員全員が住所地に帰還している。
4. 避難中に応急仮設住宅や借り上げ住宅に通算で2年を超えて入居しており、現在は退去・返却手続きが完了している。(親戚宅など、家賃補助が発生していない住宅は入居期間に含まない)
5. 防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、東日本大震災による被災住宅再建支援事業およびその他公的移転費用の補助金を受けていない。
6. 他の世帯員が申請していない。(申請できるのは原則1世帯1回のみですが、異なる場所に避難していた場合、複数回申請できる可能性があります。)

※ 詳細は、送付した申請書類に同封の「交付パターン表」をご覧ください。

#### 補助額

- 県外からの帰還 10万円(単身者は5万円)
- 県内からの帰還 5万円(単身者は3万円)

#### 【問い合わせ】

南相馬市ふるさと帰還促進事業補助金受付窓口(被災者支援・定住推進課内)

**TEL** 0244-23-7500

#### 問い合わせ

復興企画部 被災者支援・定住推進課 被災者支援係

**TEL** 0244-24-5223

## 旧避難指示区域に帰還した世帯に帰還費用を補助します

3月29日HP更新

市では、応急仮設住宅等以外に避難していた方や、応急仮設住宅等の入居期間が2年に満たないため「ふるさと帰還促進事業」の対象とならない世帯のうち、旧避難指示区域内に帰還が完了した世帯に補助金を交付します。下記交付条件全てに該当する世帯が対象となります。

交付希望の方は、市ホームページから様式をダウンロード後記入し、必要書類を添付の上申請してください。

ご不明な点については申請案内をご覧ください、下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 交付条件

1. 平成23年3月11日に南相馬市内の旧避難指示区域に住所を有していた。
2. 現在南相馬市内の旧避難指示区域に住所を有している。(平成23年3月11日と異なる住所でも可)
3. 平成32年3月31日まで帰還予定の世帯員全員が帰還している。
4. 防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、東日本大震災による被災住宅再建支援事業、南相馬市ふるさと帰還促進事業およびその他公的移転費用の補助金を受けていない。
5. 他の世帯員が申請していない。(申請できるのは原則1世帯1回のみですが、異なる場所に避難していた場合、複数回申請できる可能性があります。詳細は申請案内をご覧ください。)

## 補助金額

- 県外からの帰還 5万円 (単身者は2万5千円)
- 県内からの帰還 2万5千円 (単身者は1万5千円)

## 【問い合わせ・申請先】

被災者支援・定住推進課被災者支援係

TEL 0244-24-5223

問い合わせ

復興企画部 被災者支援・定住推進課 被災者支援係

TEL 0244-24-5223

## 災害公営住宅入居者募集（4月分）

4月1日HP更新

市で整備した災害公営住宅に、東日本大震災の影響で家屋が全壊および半壊以上の判定を受け解体した方、さらに原子力災害により避難し家屋を解体した方を対象として、空き住戸への入居者を募集します。

## 募集住宅

## 《小高区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	東町団地	14号室	1階	2DK	4年	16,500~43,900	あり

## 《鹿島区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
2	西町団地	4号棟202号室	2・3階	4DK	6年	23,400~62,200	あり
3	西川原団地	28号室	1・2階	3DK	6年	22,100~58,500	あり
4	西川原第二団地	3号棟102号室	1階	2DK	4年	15,400~40,800	1,000円/月
5	西川原第二団地	3号棟203号室	2階	3DK	4年	18,400~48,900	1,000円/月

## 《原町区》

No.	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
6	大町西団地	103号室	1階	2DK	5年	18,200~48,200	1,000円/月

※ 家賃については東日本大震災特別家賃低減事業により減額される場合があります。

## 申し込み資格

震災時点(平成23年3月11日)で南相馬市内に住所を有し、次のいずれかを満たす方

- (1) 東日本大震災で住宅が全壊した方または住宅が半壊以上で家屋を解体もしくは解体が確実な方
- (2) 福島第一原子力発電所事故によって避難指示を受けた方で、家屋を解体もしくは解体が確実な方

※ ただし、以下の条件に当てはまる場合は申し込みできません。

- 税または公営住宅の家賃の滞納がある。
- 世帯員に「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団員がいる。

応募多数の場合は公開抽選会で入居決定しますが、申し込み資格(1)の方を優先します。

## 入居日

5月1日(水・祝)

次ページへ続きます 

**申込期限****4月12日(金)** ※郵送の場合は当日必着**申し込み方法**

- 市役所各申込窓口へ、「災害公営住宅入居申込書」を提出してください。
- 申込書は、市役所各申込窓口で配布しています。また、市役所ホームページからもダウンロードできます。

**添付書類**

- 住民票(世帯全員が記載されているもの)
- 所得証明書(入居希望者全員分)
- 納税証明書(入居希望者全員分)※完納証明書でも可
- その他下記の書類
  - ・申し込み資格(1)の方:全壊の方はり災証明書の写し、半壊以上の方はり災証明書の写し、家屋の解体証明書または解体申出書の写し
  - ・申し込み資格(2)の方:家屋の解体証明書か解体申出書の写し

**市役所申込窓口**

南相馬市役所 建築住宅課 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

**【郵送先・問い合わせ先】**

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

## 市営住宅入居者募集（4月分）

4月1日HP更新

市営住宅の入居者を募集します。

入居資格や申し込み方法などについて詳細を確認の上、お申し込みください。

申込者が重複した場合は、抽選会を開催し入居者を決定します。

## 入居日

5月1日(水・祝)

## 公募期限

**4月12日(金)** ※申し込み受け付けは、土・日曜日、祝日を除く。

## 入居者を公募する市営住宅

## ● 一般世帯の住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高	万ヶ畑団地	1-1号室	1・2階	3DK	15年	16,300~32,100	あり
2	小高	万ヶ畑団地	27-2号室	1・2階	3DK	9年	17,300~34,100	なし
3	原町	仲町団地	2号棟304号室	3階	3K	45年	8,700~16,500	あり
4	原町	三島町団地	1号棟302号室	3階	3K	31年	16,600~32,600	あり
5	原町	国見町団地	1号棟401号室	4階	3K	37年	14,400~28,200	あり
6	原町	北長野団地	2号棟303号室	3階	3DK	25年	18,200~35,700	あり
7	原町	二見町団地	2号棟403号室	4階	3DK	39年	14,300~28,100	あり

## ● 中堅者向け住宅

No.	区	住宅名	部屋番号	階数	間取り	築年数	家賃月額(円)	駐車場
1	小高	紅梅団地	B-3-1号室	1・2階	3DK	17年	33,500~45,200	あり

問い合わせ

建設部 建築住宅課 市営住宅係

TEL 0244-24-5253

## 旧避難指示区域内店舗営業運営費補助金

4月1日HP更新

市では、東京電力福島第一原発事故からの復興を後押しするため、平成31年4月1日から、旧避難指示区域内で日常生活に欠かせないサービスを提供する店舗等に対し、補助金を交付します。

## 補助対象者

南相馬市内の旧避難指示解除準備区域または旧居住制限区域で次の業種を営み補助要件を満たす方

## ●業種（日本標準産業分類）

運輸業、郵便業	道路旅客運送業
卸売業、小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業
宿泊業、飲食サービス業	旅館・ホテル、農家民宿、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
医療、福祉	医療業、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業

(注意) 全て管理、補助的経済活動を行う事業所は除きます。

## ●補助要件

次の全てを満たす方

- 週3日以上営業していること
- 1日の営業時間が3時間以上であること
- 市税を滞納していないこと
- 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過していること
- 補助対象経費に係る他の運営補助金を受給していないこと

## 補助対象経費

- 光熱水費(電気代、ガス代、上下水道料、燃料費)
- 廃棄物処理費

(注) 車両の燃料代は除きます。

(注) 申請月以前の営業月数は、対象外です。例えば、6月に申請し、交付決定を受けた場合、4～5月分の経費は対象になりません。

次ページへ続きます 

**補助率**

補助対象経費の2分の1以内

**補助上限額**

年500万円

1年に満たない場合は月割りとし、1カ月に満たない場合は1カ月に切り上げます。

(注) そのうち、上下水道料の補助上限額は100万円です。

(注) 店舗などの延べ床面積1平方メートル当たり2万円を上限とします。

**注意事項**

店舗併用住宅の場合など、光熱水費などで請求が住居と店舗などで一体となっている場合は、補助対象経費の年間使用料金から一般家庭での使用料相当額を控除した額を補助対象経費とします。

営業期間が1年未満の場合は、一般家庭での使用料相当額を12で割り、対象期間の月数を掛けた金額を控除した額を補助対象経費とし、1カ月に満たない場合は1カ月に切り上げます。

**●一般家庭での使用料相当額（年額）**

● 電気代	124,000円
● ガス代	57,000円
● 上下水道料	62,000円
● 燃料費	16,000円

**申請窓口**

小高区役所地域振興課窓口

**必要書類**

1. 補助金交付申請書一式
2. 経費積算根拠・予算書(案)等(任意様式可)  
前年度補助対象経費の領収書・口座引き落としの写し等  
店舗延床面積が分かる平面図
3. 市税を滞納してないことが分かる証明書  
税の完納証明書(市内の事業者)  
納税証明書過去3年分(他市町村から南相馬市で創業する事業者等)
4. 営業日数・営業時間等が分かる事業概要(任意様式)

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

小高区 地域振興課

TEL 0244-44-2112



## 浪江町からのお知らせ

### 東京電力による住宅への進入路などの除草のお知らせ

3月1日HP更新

#### 対象区域

浪江町全区域

#### 対象範囲

公道から自宅玄関までの進入路および1台から2台分の駐車スペースの除草

#### 実施内容

自宅に一時立入りされる際に支障となっている自宅玄関までの進入路および1台から2台分の駐車スペースの雑草について、除草作業を実施

#### 【申し込み先】

東京電力ホールディングス株式会社 受付ダイヤル

**080-5527-3959**（電話が混み合うこともございますのでご了承ください。）受付期限：**8月30日(金)**

受付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～4時

（土・日、祝祭日は受け付けできません。）

#### 実施期限

9月27日(金)

#### お願い事項

- 除草にあたり、現地確認や準備を実施させていただきますので、お申し込み受け付けから翌月以降の実施となります。（区域によっては数カ月程度お時間をいただく場合があります）
- 除染作業、庭木・植木の伐採、更地の除草はいたしかねますので、ご了承ください。
- 除草および現地確認のため、敷地内に立ち入りさせていただきます。
- 作業日時の指定や立ち会いはご容赦願います。
- 作業実施前に弊社作業責任者からご連絡させていただきます。
- 倒壊家屋などにより安全作業に支障をきたすような場合は、作業ができない場合がございます。
- 除草は刈り倒しを基本とし、敷地内に置かせていただきます。
- 受付期間以降の実施については、各関係機関との調整となりますので、決まり次第お知らせします。

問い合わせ

住民課 除染環境係

TEL 0240-34-0228

## 東京電力によるお手伝い(駆けつけ隊)のお知らせ

4月1日HP更新

## 対象区域

帰還困難区域を除いた区域

## 対象範囲

簡易な除草や重量物の屋内移動など(2人で1時間程度でできる軽作業)

## 実施内容

町民の皆さまが困っている事案や人手が必要な作業について、お手伝い活動を実施させていただきます。

## 【申し込み先】

東京電力ホールディングス株式会社 受付ダイヤル

**080-5527-3959** (電話が混み合うこともございますのでご了承ください。)受付期限:**9月27日(金)**

受付時間:平日 午前9時～正午、午後1時～3時

(土・日、祝祭日は受け付けできません。)

## 実施期限

9月27日(金) ※火曜日～金曜日(祝日は除く)

## お願い事項

- 基本的に、ご連絡をいただいたその日に現地確認をしますが、作業については、内容によっては後日実施させていただく場合がございます。
- 人力でできる範囲とさせていただきます。
- 倒壊家屋などにより安全作業に支障をきたすような場合には、作業ができないことがあります。
- 除草は刈り倒しを基本とし、敷地内に置かせていただきます。
- 除染作業、庭木・植木の伐採、更地の除草はいたしかねますので、ご了承ください。

問い合わせ

住民課 除染環境係

TEL 0240-34-0228



## 双葉町からのお知らせ

### 平成31年度町税の免除・減免等に関するお知らせ

4月1日HP更新

双葉町では、東日本大震災および原子力災害を受けた納税義務者等の納付すべき平成31年度の各税目について、次の通り免除・減免をします。

#### 対象税目

個人町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

#### 個人町県民税(個人住民税)

平成30年中の所得により、下表のとおり減免となります。

※ 所得による減免は平成30年度と変更ありません。

平成30年中の合計所得金額	目安の給与収入※1	減免の割合
500万円以下	688万円	10分の10
500万円を超え750万円以下	688万円～966万円	10分の5
750万円を超え1,000万円以下	966万円～1,220万円	4分の1
1,000万円超	1,220万円～	10分の1

※1 この表における目安の給与収入とは、給与所得以外の所得がない場合の金額です。

なお、居住住宅の損壊の程度による減免は平成31年度分より適用されません。

平成31年度は所得要件のみで減免の割合が決定されますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※ 家屋被害認定調査の判定結果による、平成23～30年度分にさかのぼっての納付済み町県民税の税額(減免割合)変更(還付)はこれまでどおり行います。

#### 法人町民税

東日本大震災および原子力災害により休業等となった法人について、休業届の提出があった法人(平成31年1月から令和元年12月までに決算期を迎える法人に限る。)…均等割相当額の全額減免

#### 固定資産税

- 土地、家屋に係るもの(町長が指定する区域にあるもの)…全額免除
- 償却資産に係るもの(町長が指定する区域にあるもの)…全額減免

#### 軽自動車税

平成31年4月1日現在で、避難指示区域に放置された原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車…全額減免

#### 国民健康保険税

被保険者全世帯…全額減免

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0246-84-5204

# 双葉町HP「町長の活動状況」から

## 職員退任式

3月29日

3月31日付けで退任される3人の職員に退任の辞令を交付し、長年の功を労うとともに、これまで双葉町のためにご尽力いただいたことに改めて感謝を申し上げます。

また福島県や市町村から派遣された7人の職員に対し、ご支援に対する感謝の言葉を述べました。



## 一般社団法人ふたばプロジェクト総会

3月28日

いわき事務所において「一般社団法人ふたばプロジェクト」の設立総会が開催されました。

ふたばプロジェクトは、復興まちづくりを具体的に推進する役割を担うとともに、自立して活動できる組織であり、民間の知恵を活かしながら公的な組織としての役割を担ってまいります。

伊澤町長は、「つなげる、うみだす、はぐくむ」の3つの役割に沿った各種事業を町と連携しながら実施し、民間と行政の協同による町民主体の復興まちづくりを牽引していただくようお願いいたします」とあいさつを述べました。



## 双葉中央アスコン安全祈願祭、起工式

3月25日

民間企業による復興産業拠点内で初めてとなる双葉町中野地区において「双葉中央アスコン」の安全祈願祭ならびに起工式が行われました。

「中央アスコンは当地の道路舗装材料の製造等を行うということであり、町内の復旧・復興事業で用いられることで、町の早期復興に貢献することに大きな期待を寄せております」と祝辞を述べました。



# 双葉町HP「町長の活動状況」から

## ふたば幼稚園修了証書授与式

3月22日

ふたば幼稚園さくら組において修了証書授与式が挙行され、4人の園児に修了証書が手渡され、伊澤町長は「4月からは小学1年生です。小学校では新しい先生や友達との出会いがあります。今まで以上に友達やお兄さん、お姉さんと仲良く過ごしてください。新しく入園するお友達にも優しくしてください」とお祝いの言葉を述べました。



## 双葉町立南小学校修・卒業式

3月22日

町立学校体育館において双葉南小学校の卒業式が挙行されました。

伊澤町長は、卒業生にお祝いの言葉を述べるとともに「自分の行動に責任を持ち、周りの人の気持ちを考えることのできる立派な人に成長してください。今日のこの感激を忘れることなく、中学校生活が希望と喜びで満ちあふれ、活躍されることをお祈りいたします」とお祝いの言葉を述べました。



## 双葉中学校卒業証書授与式

3月13日

双葉町立仮設校舎体育館において第69回双葉中学校卒業証書授与式が行われ、今年度は2人の卒業生に卒業証書が授与されました。

伊澤町長は、「これからそれぞれの進学の道を歩むこととなりますが、双葉中学校で学んだことに自信と誇りを持って前進してください。さらにたくさんの経験を積み重ねるとともに自らの考えで判断し、さまざまな課題を克服できるよう、日々努力を続けてください」と祝辞を述べました。



# 双葉町HP「町長の活動状況」から

## 新潟県柏崎市市長が来庁

3月12日

震災後、継続して職員を派遣していただいている新潟県柏崎市から櫻井雅浩市長と2人の幹部職員が双葉町を訪問されました。

伊澤町長は、被災の現状と復興の状況を説明するとともに、櫻井市長にこれまでのご支援に感謝し、今後ともさらなる交流を図っていききたいと述べました。



## 東日本大震災双葉町追悼式を挙行

3月11日

震災から8年が経過した3月11日、いわき市勿来町ライフケア勿来会堂において東日本大震災双葉町追悼式を挙行いたしました。会場内に設置したモニターで国の東日本大震災8周年追悼式の中継映像に合わせ震災発生時の午後2時46分から黙祷を捧げました。

伊澤町長は「8年の歳月を経てもなお、大切な家族を失った悲しみはあまりにも深く、心の傷は癒えておらず、その悲しみに寄り添いながら、町の復興、町民一人ひとりの復興の道を歩んでまいります」と式辞を述べました。



## 公明党東日本大震災復興加速化本部、原田環境大臣が双葉町内視察

3月3日

公明党井上復興加速化本部長の井上義久副代表が特定復興再生拠点など双葉町の復興状況を視察されました。伊澤町長は、町の現状について説明するとともに、町復興のために特段の配慮を要望いたしました。午後には、原田義昭環境大臣が中間貯蔵施設の状況や駅前周辺を歩きながら町の復興状況を視察されました。



# 本県に避難されているお子さんに会いに来られるご家族等に対し 「高速バス料金」および「高速道路料金」の支援を引き続き行います

平成31年度においても引き続き、本県に避難されているお子さんに会いに来られるご家族に対し、「高速バス料金」および「高速道路料金」の支援を行います。

※「高速バス料金」の支援については、平成28年8月から避難元の祖父母に会いに行く本県に避難されているひとり親世帯も対象です。

## 1 支援期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

## 2 支援概要（従来どおり）

	高速バス料金の支援	高速道路料金の支援
対象者	①高速道路無料措置の対象外となっている警戒区域等以外の地域から避難し、二重生活を強いられている世帯で、高校生以下の子どもに会いに来られる父・母  ②高速道路無料措置の対象外となっている警戒区域等以外の地域から避難し、被災時に同居していた避難元に住む祖父母に会いに行く高校生以下の子のいるひとり親世帯	高速道路無料措置の対象外となっている警戒区域等、福島県浜通り・中通り及び宮城県丸森町以外の地域から避難し、二重生活を強いられている世帯で、高校生以下の子どもに会いに来られる父・母
支援内容	高速バス（新潟－郡山線）往復料金（大人5,550円、子ども3,100円）を1週間当たり1回分	避難元と避難先の最寄りインターチェンジ間の往復料金（ETC料金）を1カ月当たり1回分

### 【申請方法】

補助金申請書に利用者本人の運転免許証、世帯全員の住民票などの必要書類を添付の上、県に提出してください。

※昨年度申請をした場合であっても、31年度の初回申請の時には住民票などの添付書類が必要です。

### 【問い合わせ・申請書提出先】

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県県民生活・環境部 震災復興支援課 広域支援対策係

TEL 025-282-1732

## 個人さまに対する請求書類 「一時立入、検査受診等にもなう 移動費用の賠償」の発送について

「一時立入、検査受診等にもなう移動費用の賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間:平成31年1月1日から平成31年3月31日まで(原則3カ月単位)
- ・ご請求受付開始:平成31年4月1日

(平成30年3月26日お知らせ済み)

なお、やむを得ない理由により、上記以外にも損害の継続を余儀なくされている方につきましては、別途、ご事情をお伺いさせていただきますので、「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >  
福島原子力補償相談室(コールセンター)



0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

### 交流ルームひばり通信

## 一時帰宅について (南相馬市・浪江町)

家周りの草木が伸びて気になる方や、故郷に帰還するにあたり、自宅の中を片付けたいという方など、一時帰宅を希望する方を募集します。

今回は、避難者のみ(ボランティア同行なし)の一時帰宅で、三条市の協力を得て、市有車を使用します。

一時帰宅を希望する方は、申し込みの際に次の事項をお伝えください。

- ①希望日(5月下旬の平日でお願いします。)
- ②往復利用か、片道利用か

**※自宅までの送迎です。  
片道利用もOKです。**

**申込締切 4月17日(水)正午  
交流ルーム「ひばり」  
TEL 0256-33-8650**

## 4月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				4	5	6
				ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
7	8	9	10	11	12	13
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み
14	15	16	17	18	19	20
		ひばり休み	茶話会	ひばり休み 浜通り配布		ひばり休み

### 問い合わせ

交流ルーム ひばり  
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail [hibari\\_sanjo\\_nyh@yahoo.co.jp](mailto:hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp)

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時  
月 午前10時～正午

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
郡山市	024-924-2491	

### 三条市に避難している 世帯数と人数(2019.4.3現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	19	47
原町区	4	7
南相馬市 計	23	54
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
<b>合計</b>	<b>31</b>	<b>77</b>